

調査研究「リースの軌跡と将来展望」 インタビュー記録

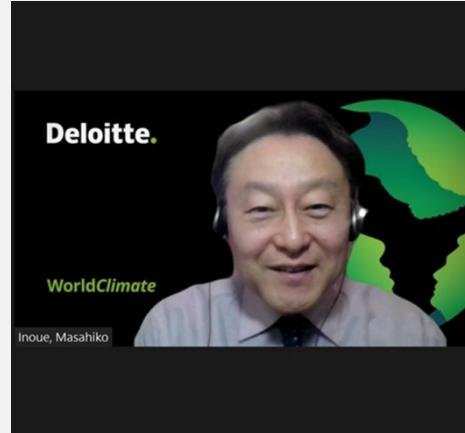
井上 雅彦 氏 60歳（1962年生）

公認会計士

【経歴】

- 1986年 生命保険会社 入社
- 1988年 中央新光監査法人 入所
- 1999年 中央青山監査法人 パートナー
- 2007年 有限責任監査法人トーマツ パートナー

*井上 雅彦氏は当協会の研修会講師を務める。



*インタビュー実施日（2022年3月29日）の年齢を表します。インタビューはWeb面談により実施しました。

—— リース会計に携わった経緯について伺います。

井上 1993年6月、リース会計基準（以下「旧リース会計基準」といいます。）が制定されましたが、入所した監査法人の部門責任者が基準策定に関わり、その部門のラインに配属されていたことから、旧リース会計基準に触れる機会がありました。

旧リース会計基準の策定プロセスを見ていましたが、闊達で重厚な議論がされ、実務にも配慮した議論がされていたという記憶があります。

その後、いくつかのリース会社を監査する一方、リースを利用している大手メーカーの監査もしました。また、移籍した監査法人では、リース・クレジットインダストリーのリースリーダーを務めましたが、現行のリース会計基準の策定（2007年）やIFRS第16号「リース」の公表（2016年）の前後で、関係者との意見交換に参加することにより、リース会計に関する知見をさらに深めることができました。

—— 借手と貸手の監査をされた経験をお持ちですが、企業（借手）にとってリース会社はどのような存在なのか、リース会社（貸手）においてリース事業がどのような位置付けか伺います。

井上 企業が事業活動を進める上でリスクを生じますが、企業はそのリスクに対応できるパートナーを求めていました。リース会社はそのリスクの中で、企業の設備投資に係るミドルリスク部分をサポートする重要なパートナーであり、企業の持続可能な成長に欠くことができない存在です。また、資産管理や環境対応に十分なリソースを割くことができない企業も多く、これらをサポートできるリース会社は、企業にとって重要な取引先と考えられます。

リース会社は、リース事業から始まり、現在、多角的な事業展開をしていますが、社

会・経済環境が大きく変革する「グレート・リセット」の中で、これまでの伝統的なりース事業に加えて、新しい環境変化に向けて、他の事業体では真似ができない役割や成長する可能性を秘めていると思います。

—— 1990 年代以降の日本におけるリース会計・税制の変遷について伺います。

井上 リース取引の会計処理は、設備投資と関係するため、固定資産の会計処理と表裏一体の関係にあります。固定資産の会計処理は、実務において重要な会計処理の一つです。特にメーカーは、製造設備（固定資産）は自らの事業の心臓部であるため、固定資産の会計処理は、もっとも重要な会計処理として位置付けられています。

一方、日本の税制は、確定決算主義を採用しているため、会計と税制が密接に関係していることが特徴です。これらのことから、リース会計基準の策定、あるいは改正の都度、リースの税制上の取扱いがクローズアップされることになります。

旧リース会計基準が策定されるまでは、日本にリース会計基準がなく、法人税の取扱いが会計実務として定着していました。

旧リース会計基準では、ファイナンス・リース取引は借手がリース資産を固定資産としてオンバランスすることが示されましたが、所有権移転外ファイナンス・リース取引のオフバランス処理が認められ、ほとんどの会社がオフバランス処理を選択したことから、会計と税制との関係で問題はありませんでした。

しかしながら、2007 年に改正されたリース会計基準は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のオフバランス処理を廃止し、少額なリース契約を除いて、オンバランス処理となりました。リースの税制についても、リース会計基準に合わせて、これまで「賃貸借」としていた取扱いを「売買」に変更しました。この変更が行われたことに、大変驚いた記憶が残っています

他の会計基準、例えば税効果会計、減損会計、退職給付会計などは、会計と税制は別個の取扱いとなっています。会計基準の変更に合わせて、税制が変更され、企業の実務に大きな影響を与えたものは、リース会計・税制の変更だけだったと言っても過言ではありません。

他方、現行のリース会計基準は、重要性の指標として数値基準を設けて、オフバランス処理を認めたり、利子込みの簡便なオンバランスを認めています。一般的な企業会計や監査においても、費用対効果の面で重要性という考え方もありますが、数値基準を示すことにより、財務諸表作成者に配慮をしていると言えます。

—— IASB（国際会計基準審議会）が公表した IFRS 第 16 号「リース」の会計理論上の問題点をご教示ください。

井上 全体で見ると問題点が二つあります。一つ目は、借手はすべてのリースをオンバランスすることになりますが、長期間かつ多額のリース負債をバランスシートに計上した場合、それに見合う使用権資産も相当な額を計上します。その使用権資産の長期間にわたるリース負債の負債性は、疑義があるとまでは言えませんが、確実に脆弱性があると言えます。

そして、リース負債が長期間にわたり計上され、利息法に基づきトップヘビーで費用認識していくことになると、リース期間の初期段階において、費用とキャッシュアウトとの乖離は相当大きくなります。すでに、日本の IFRS 任意適用企業では、連結ベースで IFRS 第 16 号「リース」を適用していますが、これらの問題が積み残されたまま適用が始まったと感じます。

二つ目は、IFRS 第 16 号「リース」は、例えばリース期間の決定において、見積りや予測を伴う処理が多い一方で、推計の合理性や前提となるデータの正確性を説明することが難しいと考えられます。つまり、検証可能性が低いということになります。また、長期間にわたる見積りは、予測することに困難が伴うだけでなく、前提となるパラメータに不確実性だけではなく、恣意性が入る余地があります。本来、会計制度は、恣意性を排除し、検証可能性が低いことを避けるという鉄則がありますが、IFRS 第 16 号「リース」は、恣意性が入る余地があるところに大きな問題があります。

個別の論点はいくつかありますが、「リース」と「サービス」が一体となっている取引について、「リース」と「サービス」を区分することを求めていますが、これらが区分できない場合は、すべてを「リース」とすることが示されています。「リース」と「サービス」が一体の取引は、経験上、「サービス」に重きがあるケースの方が多いと感じています。むしろ全体として「サービス」として取扱う方が実態に近いと考えています。

—— 当協会の研修の講師をお引き受けいただいているが、受講者に期待することについて伺います。

井上 管理部門の方だけではなく、リース会社で営業部門に配属されている方こそ、リースの法律・会計・税制を理解して営業の礎にしてほしいと感じます。

企業の規模を問わず設備投資をしますので、リースの潜在的な需要はありますが、企業が設備をリースするか割賦購入するか、自己資金または銀行融資で購入するかという選択は、法律・会計・税制の視点で検討した上で判断します。リース会社の営業担当者がリースの法律・会計・税制に関する基本的な知見を持った上で、顧客に対して、リースの必要性やリースが貢献できることを説明できれば、リースの強みを発揮することができると思っています。

リース事業協会の研修の講師をしている中で、「リースの会計・税制は難しい」という受講者の声を聞くこともあります。確かに会計・税制に触れたことがない方は、難しく感じるかもしれません、どのような仕事であっても、乗り越えなければいけない山があります。それほど高い山ではないので、辛抱強く勉強すれば乗り越えることができます。最初から「興味がない」、「よく分からぬ」と言うことは簡単ですが、リースの営業をする以上は、リースの会計・税制の基本を理解する必要があります。最初は細かいルールまで理解する必要はありませんが、基本的なルールは理解いただきたいと考えています。

—— 今後のリース業に必要な人材について伺います。

井上 リース業界の将来展望にも関係しますが、今後、リース会社の社員は、提案力などのソフトスキルを磨き、顧客の課題を抽出して、その解決策を提案する力が求められます。また、地方創生、農業、環境エネルギーといった新規事業分野や社会的ニーズが大きいヘルスケア分野について、リースとの掛け算を考えることができる力が求められていくと考えています。これらによって、リース会社の価値を高めることができます。

また、デジタライゼーション、サステナビリティといったことも、企業の経営者はこれらをなくして経営戦略が立てられない状況です。このような分野で解決策を提案できる専門の人材が求められることになります。

そして、資産のリスクを取ったり、資産に関連するサービスを提供したりするなど、金融機関では提供できないサービス、リース会社ならではのスキームの提案力があると顧客のニーズにさらに応えることができますし、他社との差別化もできます。

リース会社においては、伝統的なリースの法律・会計・税制の教育と併せて、何かを創造できる、あるいは専門分野の人材育成、人材投資が必要になると考えています。

—— リース業界の将来の展望について伺います。

井上 国内リース市場の長期的な成長が見通しにくい中で、リース各社において、新規事業への展開、国際展開が行われていますが、デジタルとサステナビリティという切り口で見ると、国内リース市場の成長の余力はあると考えています。

デジタル分野では、例えば、リース会社の資産管理ノウハウを活かした SaaS 型サービス（補注：Software as a Service の略、利用者に対して、特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能がサービスとして提供される）の展開も考えられますし、IoT や AI など先端デジタル技術を活用して、事業活動で使う機械、商材、設備について、導入の計画段階から調達、管理、廃棄のプロセスを管理するなどのオペレーションをサポートすることができます。企業には様々なニーズがあり、リース会社の強みや特徴を活かすことができれば、企業のニーズを満たす商品開発ができると考えています。

サステナビリティ分野では、企業のサステナビリティの取組みを支援するリースの商品開発、ツールやシステムをセットにしたサービスを提供することができると考えています。国内だけで展開するリース会社もありますが、サステナビリティ分野において、顧客に対して、解決策を提供できないリース会社は厳しい時代を迎えると感じています。

リースは循環型社会の形成に貢献する仕組みであり、リース会社はサステナビリティに貢献していると考えられます。そのように考えると、すべてのリース会社が取り組むことが可能な分野であり、その取組みを極めていくということはチャレンジできる範囲ではないかと考えています。

—— 本日は、ありがとうございました。